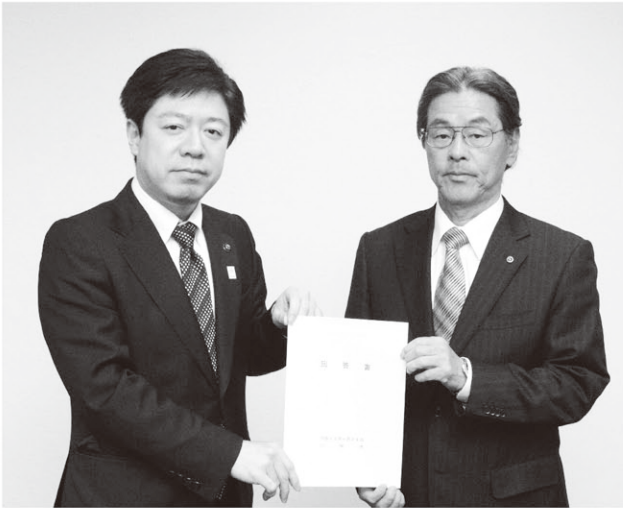


## 報告 28年度の小牧市への要望に対する回答書が提示されました

昨年10月25日に、当所より山下市長と橋本市議会議長へ提出した要望書に対する回答書が、4月24日に小牧市より提示されました。回答書の概要は以下の通りです。(要望内容の詳細は所報昨年12月号に掲載しておりますのでご参照下さい。)



▲山下市長より回答を受け取る成瀬会頭（右）

の成果検証につきましては、補助制度も施行より2年以上経過し一定数の利用も行われたことから、過去に補助制度を利用した企業に対し、平成29年2月にアンケート調査を実施しました。この調査結果を参考に平成30年度予算編成に向け、成果の検証と必要な改善について検討を進めたいと考えております。ご指摘の「小牧版小規模事業者持続化補助金の新設」につきましても、このなかで制度化の必要の有無も含め検討したいと考えております。

なお、平成27年度末に廃止しました「中小企業ISO認証更新支援助成金」につきましては、補助制度自体が企業のランニングコストに対し助成するものであることから、補助金の継続は適切ではないと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。また、平成28年度末にて廃止を予定しておりました「中小企業ISO認証取得支援助成金」につきましては、企業の経営体質の改善や環境へ配慮した経営の観点から、これまで取組みをされていない企業がまずはISOに取組まれることが必要であり、そのインセンティブとして平成29年度につきましても継続することといたしました。

### 1. 中小企業振興基本条例の推進

(回答)

この条例は、本市の中小企業振興に関する基本理念を定め、市のみならず貴所を始めとした中小企業振興の各主体の役割などを明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定め、中小企業振興に関する施策を総合的に推進し、本市の地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としたものです。

このため、地域が一体となって中小企業振興に取り組む必要から、この条例に規定した役割について、市のみならず貴所や金融機関、大学、さらに中小企業自体も含め各主体の取組みについて、それぞれが主体者として状況を踏まえた意見を交わし、それぞれの組織に持ち帰り条例の役割について検討を進めることが重要と考えます。

このことから、協議体などの枠にとらわれず、この条例の役割を担う地域の各主体の担当者を主体に意見を交わす「車座会議」を開催したいと考えております。

また、「小牧市企業新展開支援プログラム」での諸施策

### 2. 観光振興基本計画の推進

#### 1) 観光振興基本計画の推進

(回答)

本市の観光振興にあたっては、小牧市観光振興基本計画にお示ししているとおり、観光振興に携わる各主体がそれぞれの役割を理解し、主体的かつ相互に連携・協働しながら取組み、相乗効果を生み出しながら本市の観光を推進していくことが求められるところです。

計画の検証と評価の仕組みづくりについては、計画書においても本計画の進捗管理を行政の役割としており、毎年度の観光の取組み状況や成果を観光白書として取りまとめることで進捗状況を把握し、必要に応じて見直し等を加えるというPDCAサイクルにより、着実な事業展開を行うこととしています。また、白書を公表することで、様々な主体や広く市民にも関心関与を促していきたいと考えております。

2) 小牧発祥! 名古屋コーチンの観光推進施策について

(回答)

小牧発祥の名古屋コーチンにつきましては、ご承知のとおり小牧市観光振興基本計画の重点プランにおいて、重点的に取り組む3つのキーワードの一つとして設定しております。また、小牧発祥名古屋コーチンを本市の観光資源として活用するには、旅の楽しみである食としての充実が不可欠であることから、具体的な施策として、1、市内取扱店舗の拡大、2、イベント・プロモーションの展開、3、名古屋コーチンを使ったグルメの開発、4、ひきずり鍋の伝承と普及等という4つの施策を展開していくこととしております。

こうした考えから貴所に対しましても、平成25年度から3年間、名古屋コーチンの普及啓蒙活動に対する補助をしてきたものを、平成28年度は観光資源化に対する事業費補助に改正するとともに補助金額も増額したところでありますが、さらに平成29年度は3月10日の「名古屋コーチンの日」にあわせたイベントの開催と、名古屋コーチンに特化したメニュー化及び商品開発促進のため、補助額をさらに増加し支援していくこととしています。

ご提案いただきました環境の整備等につきましても、貴所をはじめ、愛知県、名古屋コーチン協会等とも連携し、こうした施策の実現と連動させながら効果的に取り組む必要があると考えております。

3) 田縣神社の「豊年祭の御輿行列(お練り)」の愛知県への無形民俗文化財登録について

(回答)

「田縣神社豊年祭の御輿行列(お練り)」については、祭事が行われる田縣神社より平成26年4月24日付けで指定に向けた調書が提出され、小牧市文化財保護審議会による現地調査や文献調査を経て、平成28年3月24日に市の無形民俗文化財に指定しました。

数日に亘って行われる豊年祭の一連の祭事のうち、祭当日の御旅所を出発して男荃形が田縣神社に奉納されるまでの御輿行列、その出発前に行われる御前祭については、祭が執り行われる日や有り様、行列の出発地である御旅所の場所が変わっていますが、祭の実施は江戸時代まで遡ることができること、種もみを仏寺から神社へ地域を練

り歩いて手渡すという古い神事の形態を伝える祭として貴重であることから指定したものです。

国の無形民俗文化財指定を受けるためには、県の指定を受けていることが条件となります。田縣神社の豊年祭については、すでに愛知県の文化財担当部局に市が無形民俗文化財に指定したことの情報提供を行い、また、現在も神社が所蔵する歴史資料を、市の文化財として追加指定することの可否について、文化財保護審議会で継続審議を行っているところです。

今後、文化財保護審議会での審議結果等の報告を、愛知県教育委員会へ行うなど、情報提供に努めていきたいと考えております。

3. ピーチライナー撤去後の跡地活用策

(回答)

桃花台線インフラにつきましては、平成27年8月5日に愛知県から全線撤去の方針が示されたところでありますが、廃線から年月が経過していることから老朽化が心配されるため、平成28年8月にインフラ全線の早期撤去及びその間の適正な維持管理を愛知県に対し要望したところであります。本件につきましては、引き続き、愛知県に対し要望を行っていききたいと考えております。

小牧駅周辺整備につきましては、利用実態調査や市民アンケート調査の結果を踏まえ、交通結節点としての駅周辺の現状の実態を把握するとともに、将来の施設需要を見据えて、整備の検討を行っていききたいと考えております。

駅西駅前広場の整備については、検討が行われている新図書館建設の建設方針を踏まえ、駅利用者への影響や経済性等を考慮し、交通事業者等の関係機関との協議を行いながら、広場整備や歩行者動線整備の検討を行います。

また、駅東駅前広場及び駅東公園などの整備については、桃花台線インフラ(小牧駅舎)撤去の施工期間や施工方法、仮設バスターミナル等の配置などについて、愛知県と調整を図りながら、桃花台線小牧駅舎跡地を含めた整備の検討を行います。



## 4. 商業団体への支援

(回答)

商店街が管理する街路灯の新設費用に対する補助金につきましては、近隣市の状況を調査したところ、本市の補助率は他市に比べ最も高く、補助対象経費の上限額についても高い水準となっております。

しかし一方で、既存の街路灯の中には、店舗の閉鎖や後継者の不在などから建替えが進まず、老朽化により安全性などにおいて課題を含んだものもあります。

このため、ご要望の街路灯の新設に対する補助対象経費の上限額につきましては、近年中に街路灯の建替えが完了していない各商店街に対し、今後数年間における街路灯の建替えなどの希望の有無を聞取るとともに、街路灯の価格の動向などを調査し、平成29年度予算編成にあわせ検討を行った結果、平成29年度より補助対象経費の上限額を、1基あたり1灯用を17万円に、2灯用を25万円に引き上げることとしました。なお、補助率については、従来どおりとし変更はありません。

## 5. ハイウェイオアシス構想の支援

(回答)

ハイウェイオアシス事業については、民間開発事業であり、市はこの経営に参画いたしません。そのため、この事業推進に関する判断と責任は全て開発を行う民間事業者に帰するものであります。

ハイウェイオアシス事業による市街化調整区域の開発許可については、市は法令に則り適切に対応いたします。また、民間事業のためだけに都市計画の変更はできません。商工会議所がこの民間事業に参画するとしても、市の対応は同様であるべきと考えております。

スマートインターチェンジ設置については、民間事業者が自ら国に申請することについては、市として基本的に問題はないと考えます。

商工会議所より要望のありましたスマートインターチェンジ設置を市から国に申請することについては、市としては、ハイウェイオアシス事業のためだけにスマートインターチェンジ設置を判断することはできません。

一方、商工会議所からの提案の趣旨は、市東部地域の振興を求めるものであり、市東部地域の振興については、市としても望むところであります。

従って、スマートインターチェンジ設置について、ハイウェイオアシス事業を進めようとする商工会議所・地元経済界のみでなく、広く地元の地域住民からも設置の要望が出され、かつスマートインターチェンジ設置がハイウェイオアシス事業のためのみならず、市東部地域の振興や市民の利便性向上等に資する公共性、公益性があると認められる場合には、市としてスマートインターチェンジ設置に向けた国への申請を判断できると考えます。

商工会議所がスマートインターチェンジ設置を要望する前提となっていると思われるハイウェイオアシス事業については、その開発相談に対して、市としてはこれまで法令に則り対応してまいりました。しかしながら、市街化調整区域での開発であること等から、いくつかの課題が浮かび上がっており、事業の実現性について未だ十分な説明がなされていないと考えます。

従って、まずはハイウェイオアシス事業に関する実現性について、納得できる十分な内容を示していただくことが必要と考えます。

スマートインターチェンジ設置の要望については、ハイウェイオアシス事業の開発に係る課題の解決が図られた上で、改めて要望していただくようお願いいたします。

### 《会議所の今後の対応》

昨年行った小牧市に対する当所要望内容は、平成29年度の市の予算に反映していただくことで、小牧市の産業振興と市民生活を豊かにしようという狙いから行ったものであり、商店街の街路灯、名古屋コーチンの商品開発の補助などには一定の対応をしていただきました。

しかしながら、許認可やハード(建物や設備)のともなうもの、各種計画内容を具体的に示すものなど十分な回答が得られませんでした。

今後、関係委員会や関係部会にて回答内容を吟味し、必要に応じて小牧市関係部局と協議の場を設けるなど、フォローして参ります。